

3. 平成18年度決算に基づく社員配当金例示

平成18年度決算に基づく社員配当金を当社「定期付終身保険」等について例示しますと次のとおりです。

毎年配当タイプの場合

定期付終身保険の場合

〔例1〕 死亡保険金 保険料払込中 3,000万円・保険料払込満了後 200万円
年払・男性・10年更新型・平準払込方式
契約年齢35歳・65歳払込満了・45歳時に定期保険特約更新後

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金	死亡時の受取金額 [保険金+配当金]
平成7年度 (12年)	円 205,672	円 3,370	円 30,002,730
6年度 (13年)	205,672	2,730	30,002,130
5年度 (14年)	200,250	0	30,000,000
4年度 (15年)	197,562	0	30,018,330
3年度 (16年)	197,562	18,330	30,000,000

契約年齢45歳・65歳払込満了・55歳時に定期保険特約更新後

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金	死亡時の受取金額 [保険金+配当金]
平成7年度 (12年)	円 405,860	円 8,470	円 30,012,830
6年度 (13年)	405,860	12,830	30,016,970
5年度 (14年)	397,728	10,790	30,014,650
4年度 (15年)	393,294	13,050	30,039,370
3年度 (16年)	393,294	39,370	30,016,750

(注) 1. 「死亡時の受取金額」欄は、契約応当日以降死亡の場合の受取金額を示します。
2. ()内の経過年数は、平成19年度の契約応当日における経過年数です。

新種特別養老保険の場合

〔例2〕 保険金 100万円・契約年齢35歳・保険期間30年・年払・男性

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金	満期・死亡時の受取金額 [保険金+配当金]
平成9年度 (10年)	円 27,979	円 0	(死亡) 円 1,000,000
4年度 (15年)	20,328	0	(死亡) 1,000,000
昭和62年度 (20年)	20,760	0	(死亡) 1,000,000
57年度 (25年)	22,550	0	(死亡) 1,000,000
52年度 (30年)	23,800	-	(満期) 1,029,000

(注) 1. 「満期・死亡時の受取金額」欄は、満期または契約応当日以降死亡の場合の受取金額を示します。
2. ()内の経過年数は、平成19年度の契約応当日における経過年数です。

5年ごと利差配当タイプの場合

定期付終身保険の場合

〔例3〕 死亡保険金 保険料払込中 3,000万円・保険料払込満了後 200万円
年払・男性・10年更新型・平準払込方式
契約年齢35歳・65歳払込満了

契約日 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成9年4月2日 (10年)	円 137,812	円 11,061

契約年齢45歳・65歳払込満了

契約日 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成9年4月2日 (10年)	円 228,710	円 4,029

(注)()内の経過年数は、平成19年度の契約応当日における経過年数です。

更新型終身移行保険の場合

〔例4〕 死亡保険金3,000万円・生存給付金30万円・年払・男性
契約年齢35歳・65歳指定年齢

契約日 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成14年4月2日 (5年)	円 125,943	円 2,718

契約年齢45歳・65歳指定年齢

契約日 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成14年4月2日 (5年)	円 196,800	円 8,088

(注)()内の経過年数は、平成19年度の契約応当日における経過年数です。

終身保険の場合

〔例5〕 死亡保険金 1,000万円・契約年齢35歳・65歳払込満了
年払・男性・平準払込方式

契約日 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成9年4月2日 (10年)	円 200,440	円 0
平成14年4月2日 (5年)	円 263,600	円 3,300

(注)()内の経過年数は、平成19年度の契約応当日における経過年数です。

前記の配当金は、以下のとおりとなっています。

毎年配当タイプの場合

次の a、b、c の合計額です。

- a . 危険保険金に被保険者の年齢、性別および予定死亡表の区別に応じた配当率を乗じた額（危険差配当）
- b . 保険金に次の配当率（保険金100万円につき）を乗じた額（費差配当）

主契約部分	
昭和52年度契約	1,850 円
昭和57年度契約	1,200 円
昭和62年度契約	800 円
平成3,4年度契約	450 円
平成5,6,7,9年度契約	250 円
定期保険特約部分	100 円

なお、5年以上継続した契約（死亡時の配当金については、4年以上継続した契約）に対しては、総保険金額が2,000万円を超える部分について保険金額100万円につき225円加算します。

また、配当回数5回目以降5回目ごと（配当回数5回目、10回目、15回目 ……）に、総保険金額2,000万円超の契約（前記の契約例の場合、[例1]の継続中の契約の配当金の欄の平成3年度契約および死亡時の受取金額の欄の平成4年度契約）については、2,000万円を超える部分に対して保険金額100万円につき2,250円を加算します。（「5年ごと加算配当」）

- c . 責任準備金に次の配当率を乗じた額（利差配当）

主契約部分	
昭和52,57年度契約	3.60 %
昭和62年・平成3,4年度契約	4.10 %
平成5年度契約	3.35 %
平成6,7年度契約	1.95 %
平成9年度契約	0.95 %
定期保険特約部分	0.30 %

なお、a、b、cの合計額（特約を含む）がマイナスになるときは、零とします。

5年ごと利差配当タイプの場合

5年ごと利差配当タイプの配当の仕組みは、毎年配当タイプとは異なり、ご契約後6年目から5年ごとに配当金をお支払いします。平成19年度には、平成9年度および平成14年度にご加入いただいたご契約が5年ごとの配当金の支払時期を迎えます。

配当金は、5年ごとに通算した資産の運用状況から生じる利差配当と5年ごと加算配当および5年ごと健康配当を合計（特約を含む）して算出します。なお、合計額がマイナスとなる場合は、零とします。

「5年ごと加算配当」・・・平成8年10月以降平成11年3月以前の総保険金額2,000万円超のご契約（前記の契約例の場合、[例3]の契約）について、経過5年ごとに、2,000万円を超える部分の保険金額に、保険金額100万円につき2,250円を乗じた額

「5年ごと健康配当」・・・危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた配当率を乗じた額

< 参考 >

1. 平成18年度決算に基づく社員配当率の概要は次のとおりです。

(1) 個人保険・個人年金保険の社員配当率

利差配当率を引き上げるとともに、毎年配当タイプについては、死亡保険および一部の入院関係特約の危険差配当を引き上げ、5年ごと利差配当タイプについては5年ごと健康配当を引き上げることとしました。費差配当は、前年度の基準どおり据置としました。

この結果、死亡保障性の強い高額の定期付終身保険や更新型終身移行保険等では、配当金をお支払いするご契約がありますが、養老保険等の貯蓄性の強いご契約では、多くのご契約で配当金が零となります。

(2) 団体年金保険については、平成18年度の資産運用実績を反映した結果、予定利率が0.75%の商品および予定利率が1.25%で解約調整金のある商品については、利差配当率を0.85%とし、予定利率が1.25%で解約調整金のない商品については利差配当率を0.26%としました。なお、有期利率保証型確定拠出年金保険は、配当金を零としております。

2. 社員配当金を前年度の配当率基準で計算した場合と比較すると次のとおりとなります。

(毎年配当タイプの場合)

(1) 定期付終身保険(15倍型)・65歳払込満了・年払・男性・10年更新型・平準払込方式
死亡保険金 3,000万円(保険料払込期間中)・200万円(保険料払込満了後)の場合

契約年度(経過年数)	契約年齢	年払保険料	平成19年度に お支払いする配当金	平成18年度基準で計算 した場合の配当金額	差額
平成7年度(12年)	35歳 (定期保険特約を 45歳時に更新後)	円	円	円	円
6年度(13年)		205,672	3,370	210	+ 3,160
5年度(14年)		205,672	2,730	0	+ 2,730
4年度(15年)		200,250	0	0	± 0
3年度(16年)		197,562	0	0	± 0
平成7年度(12年)	45歳 (定期保険特約を 55歳時に更新後)	円	円	円	円
6年度(13年)		405,860	8,470	0	+ 8,470
5年度(14年)		405,860	12,830	0	+ 12,830
4年度(15年)		397,728	10,790	0	+ 10,790
3年度(16年)		393,294	13,050	0	+ 13,050
平成7年度(12年)		393,294	(*) 39,370	(*) 3,750	+ 35,620

(2) 新種特別養老保険・保険期間30年・年払・男性・保険金100万円の場合

契約年度(経過年数)	契約年齢	年払保険料	平成19年度に お支払いする配当金	平成18年度基準で計算 した場合の配当金額	差額
昭和62年度(20年)	35歳	円	円	円	円
52年度(30年)		20,760	0	0	± 0
		23,800	(満期時)29,000	(満期時)29,000	± 0

(注) 1. ()内の経過年数は、平成19年度の契約応当日における経過年数です。

(注) 2. (*)を付した配当金には、「5年ごと加算配当」を含みます。

(注) 3. 満期時にお支払いする配当金には、特別増加保険金を含みます。

(5年ごと利差配当タイプの場合)

(1) 定期付終身保険(15倍型)・65歳払込満了・年払・男性・10年更新型・平準払込方式
死亡保険金 3,000万円(保険料払込期間中)・200万円(保険料払込満了後)の場合

契約日(経過年数)	契約年齢	年払保険料	平成19年度に お支払いする配当金	平成18年度基準で計算 した場合の配当金額	差額
平成9年4月2日(10年)	35歳	円	円	円	円
	45歳	137,812	11,061	10,541	+ 520
		228,710	4,029	0	+ 4,029

(2) 更新型終身移行保険・年払・男性・65歳指定年齢

死亡保険金 3,000万円・生存給付金30万円の場合

契約日(経過年数)	契約年齢	年払保険料	平成19年度に お支払いする配当金	平成18年度基準で計算 した場合の配当金額	差額
平成14年4月2日(5年)	35歳	円	円	円	円
	45歳	125,943	2,718	2,646	+ 72
		196,800	8,088	7,716	+ 372

(3) 終身保険・65歳払込満了・年払・男性・平準払込方式・保険金1,000万円の場合

契約日(経過年数)	契約年齢	年払保険料	平成19年度に お支払いする配当金	平成18年度基準で計算 した場合の配当金額	差額
平成9年4月2日(10年)	35歳	円	円	円	円
平成14年4月2日(5年)		200,440	0	0	± 0
		263,600	3,300	2,700	+ 600

(注) ()内の経過年数は、平成19年度の契約応当日における経過年数です。